

下水道事業業務状況説明書

〔 令和 6 年 度
下 半 期 〕

嬉 野 市

1 事業の概要

(1)総括事項

本市の下水道事業は、汚水処理による公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図ることを目的として、効率的で計画的な事業運営を進め安定的な経営に努めています。本年度の事業につきまして、農業集落排水事業では施設の老朽化に伴う機器の更新を行いました。また、公共下水道事業ではマンホール蓋の更新その他処理場の機器の更新を行いました。市営浄化槽事業では、58基の浄化槽を整備し、水洗化率の向上に向けた取り組みを行いました。

業務量は、汚水処理水量が1,302,222m³で前年度に比べ22,198m³の増加、有収水量は1,245,107m³で前年度に比べ49,843m³の増となりました。

(2)業務量

	当期末	前期末	増 減
汚水処理水量	1,302,222m ³	1,280,024m ³	22,198m ³
一日平均処理量	3,568m ³	3,507m ³	61m ³
有収水量	1,245,107m ³	1,195,264m ³	49,843m ³

2 経理の状況

ア 収益的収入及び支出

(千円:税込)

科目		予算額	執行額			執行率
			上半期	下半期	計	
収 入	事業収益	827,500	492,343	338,990	831,333	100.5%
	営業収益	204,753	100,492	105,433	205,925	100.6%
	内、下水道使用料	200,990	99,993	81,787	181,780	90.4%
	営業外収益	622,747	391,851	233,557	625,408	100.4%
	特別利益	0	0	0	0	－
支 出	事業費用	812,212	152,221	631,898	784,119	96.5%
	営業費用	721,527	113,471	584,085	697,556	96.7%
	営業外費用	87,685	38,750	47,813	86,563	98.7%
	特別損失	0	0	0	0	－
	予備費	3,000	0	0	0	0.0%

イ 資本的收入及び支出

(千円:税込)

科目		予算額	執行額			執行率
			上半期	下半期	計	
収 入	資本的收入	570,868	79,618	413,717	493,335	86.4%
	企業債	396,400	0	356,900	356,900	90.0%
	他会計補助金	39,216	39,216	0	39,216	100.0%
	国庫補助金	118,875	31,292	50,938	82,230	69.2%
	負担金等	16,377	9,110	5,879	14,989	91.5%
支 出	資本的支出	724,017	314,677	398,748	644,812	89.1%
	建設改良費	327,066	117,103	199,374	247,864	75.8%
	企業債償還金	396,951	197,574	199,374	396,948	100.0%

3 予算の概要及び事業の経営方針

令和7年度 嬉野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度嬉野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	4,646 戸
(2) 年間総処理水量	1,362 千m ³
(3) 一日平均処理水量	3,731 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 農業集落排水機器更新設計及び工事	44,200 千円
(ロ) 公共下水道管路更新工事	9,500 千円
(ハ) 照明設備LED化工事	12,227 千円
(ニ) 市営浄化槽設置工事	92,759 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款	下 水 道 事 業	収 益	853,916 千円
第1項	営 業	収 益	264,753 千円
第2項	営 業 外	収 益	589,163 千円
支 出			
第1款	下 水 道 事 業	費 用	835,851 千円
第1項	営 業	費 用	752,939 千円
第2項	営 業 外	費 用	79,912 千円
第3項	予 備	費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額169,462千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,832千円、過年度分損益勘定留保資金103,448千円、当年度分損益勘定留保資金58,182千円で補てんするものとする。)

収 入			
第1款	資 本 的	収 入	455,377 千円
第1項	企 業	債 権	338,900 千円
第2項	他 会 計	補 助 金	38,958 千円
第3項	国 庫	補 助 金	63,039 千円
第4項	負 担	金 等	14,480 千円
支 出			
第1款	資 本 的	支 出	624,839 千円
第1項	建 設 改 良	費 金	223,701 千円
第2項	企 業 債 償 還	金	401,138 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水汚泥・し渣（収集・運搬・処分）に係る委託料	令和8年度	予算で定める額
佐賀西部広域水道企業団徴収委託料	令和8年度	予算で定める額
公営企業会計システム更新業務	令和8年度	予算で定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	124,900千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	207,900千円	〃	〃	〃
脱炭素化推進事業	6,100千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- ・消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ・職員給与費 54,258千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、400,000千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|--------|--------------------|----|
| 1. 取得する資産 | 種類 | 名称 | 数量 |
| | ソフトウェア | 給排水工事オンライン申請システム構築 | 一式 |

令和7年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐